

第 67 回接続委員会 議事概要

日時 令和 5 年 11 月 17 日（金）17:00～17:28

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続委員会 相田 仁主査、関口 博正主査代理、西村 真由美委員、山下 東子委員、
青柳 由香委員、高橋 賢委員、橋本 悟委員

総務省 井上料金サービス課長、竹内料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サー
ビス課課長補佐、柴田料金サービス課課長補佐

【議事概要】

・電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第 3 1 7 1 号】

- 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

<電気通信事業法施行規則等の一部改正について>

【主な発言等】

（相田主査）

第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式等の見直しにおける追記された部分の読み方について、今、音声伝送役務とデータ通信役務と、それ以外にその他役務があると思うが、その他役務についてはどう読んだら良いか。

（廣瀬料金サービス課課長補佐）

今回追加した様式は、あくまで音声伝送役務とデータ伝送役務の間の配賦をチェックする様式であり、その他役務の点を何ら記載させるものではない。接続会計として作成・提出されている様式は、御指摘のように、音声伝送役務、データ伝送役務とその他というくくりになっているが、本改正で記載を求める内容は、音声とデータに限った部分であるため、そのいずれかのみを提供する事業者については、そもそも様式を出していただく必要は必ずしもないと思う。

（相田主査）

その他役務を提供しているかどうかを問わず、音声伝送役務とデータ伝送役務の2つのうち片方のみを提供している場合にあつては様式を出さなくて良いと理解した。

(相田主査)

特に修正等の意見はなかったため、11月22日(水)に開催予定の電気通信事業部会において本報告書(案)のとおり報告することとしたい。